

ICAの30年原則

「30年原則」とは、非政府機関（NGO）である国際文書館評議会（ICA：International Council on Archives）が1968年にスペインのマドリッドで開催した第6回大会で行ったアーカイブズ組織における保存資料の公開時期に関する決議・勧告のことをいいます。その骨子は次のように説明されています。

①閉鎖期間を定めている各国にあっては、一般的な閉鎖期間がその発生から閲覧開始までの間について30年を超えないものとし、必要ならば保留＝リザーベーションと明記する。

②さらに長期の閉鎖期間を設定する場合でも、実際の必要に見合ったものだけに長期閉鎖期間を課すべきであり、その場合であっても閉鎖期間は80年を超えないものとする。

（国際資料研究所代表・小川千代子氏による）

上記の「閉鎖期間」とは資料を非公開とする期間を意味しますが、①②ともに「～年を超えない」とすると明記されていることが重要です。つまり、一般的な資料はどんなに遅くとも30年以内に公開されるべきこと、国の安全や個人のプライバシーに関する情報を含むような資料であっても80年以内に公開されるべきこと



の2つの原則が公文書館の国際組織によって示されたのです。その背景には、当時、イギリスの閉鎖期間50年が30年に短縮され、アメリカで情報公開法（Freedom of Information Act：情報自由法）が制定されるなど資料公開の促進を求める動きがありました。なお、「30年」という具体的な数字が使われた理由は、欧米では一世代30年という考え方が一般的であり、一世代という時間のなかで個人の利害関係もほぼ消滅すると考えられたものだといわれています。

ICAによる国際的なガイドラインとしての30年原則は、わが国における情報公開制度や公文書館制度にも一定の影響を与えています。たとえば、いわゆる情報公開法に基づく開示請求の対象となる行政文書（＝現用文書）の保存期間は1年未満・1年・3年・5年・10年・30年に区分されて最長で30年間とされていること、また、それに連動して最長30年の保存期間満了後の文書（＝非現用文書）は公文書館制度に基づいて公開されていることなどです。ただし、ここで留意すべきことがあります。それは、30年原則の「30年」という数字だけが形式的に扱われることは望ましくないということです。上述したように、ICAは早期の資料公開を実現するためにこの原則を提示しました。その点を考慮すれば、いたずらに現用文書の保存期間を長く設定したり、アーカイブズ組織において公開時期を遅らせたりすることは、この原則の趣旨を損なうことにつながります。

